

松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 10 号

松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下次項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下次項及び第3項において同じ。）」を加える。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（福島市立学校条例の一部改正）

第3条 福島市立学校条例（昭和39年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（福島市いじめ防止等に関する条例の一部改正）

第4条 福島市いじめ防止等に関する条例（平成29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（福島市奨学資金給与条例の一部改正）

第5条 福島市奨学資金給与条例（昭和32年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「中学校長」の次に「又は在籍義務教育学校長」を加える。

第11条第1項中「中学校長」の次に「又は出身義務教育学校長」を加える。

（福島市子どもの夢を育む施設条例の一部改正）

第6条 福島市子どもの夢を育む施設条例（平成17年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表備考第1号中「中学生」の次に「（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者を含む。）」を加える。

（福島市社会教育館条例の一部改正）

第7条 福島市社会教育館条例（昭和43年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次の1号を加える。

5 別表中、中学生とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

（福島市写真美術館条例の一部改正）

第8条 福島市写真美術館条例（平成15年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考を備考第1号とし、同表備考に次の1号を加える。

2 「小・中学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

（福島市古関裕而記念館条例の一部改正）

第9条 福島市古関裕而記念館条例（昭和63年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考を備考第1号とし、同表備考に次の1号を加える。

2 「小・中学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

（福島市市民プール条例の一部改正）

第10条 福島市市民プール条例（昭和39年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表備考を備考第1号とし、同表備考に次の1号を加える。

２ 「中学生」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

（福島市飯坂武道場条例の一部改正）

第11条 福島市飯坂武道場条例（昭和53年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考を備考第１号とし、同表備考に次の１号を加える。

２ 「中学生」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

（福島市十六沼公園屋根付運動場条例の一部改正）

第12条 福島市十六沼公園屋根付運動場条例（平成28年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表備考を備考第１号とし、同表備考に次の１号を加える。

２ 「中学生」とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

（福島市学校給食センター条例の一部改正）

第13条 福島市学校給食センター条例（昭和45年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第１条中「市立小・中学校」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

（福島市中小企業振興基本条例の一部改正）

第14条 福島市中小企業振興基本条例（平成27年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「高等学校及び中等教育学校」を「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

（福島市飯野ふれあい館条例の一部改正）

第15条 福島市飯野ふれあい館条例（平成20年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表備考を備考第１号とし、同表備考に次の１号を加える。

２ 「小・中学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

（福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第16条 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）」を加える。
（福島市子どものえがお条例の一部改正）

第17条 福島市子どものえがお条例（令和3年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。
（福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第18条 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（昭和25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を加える。
第11条中「保育給付認定子どもについて、小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下この条において同じ。）」を加える。
第27条第3項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を加える。
（福島市児童公園条例の一部改正）

第19条 福島市児童公園条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「小学生」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者を含む。）」を加える。
（福島市児童館条例の一部改正）

第20条 福島市児童館条例（昭和55年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「中学生」の次に「（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者を含む。）」を加える。
（福島市健康福祉センター条例の一部改正）

第21条 福島市健康福祉センター条例（平成3年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1号中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を加える。
別表備考に次の2号を加える。

3 別表中、小学生とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者をいう。

4 別表中、中学生とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

(福島市暴力団排除条例の一部改正)

第22条 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

(福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第23条 福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。